

インディアン再組織法の矛盾

… トュールリヴァー先住民保留地における「家畜協会」設立の理念と現実¹⁾

野 口 久美子

キーワード

アメリカ先住民 カリフォルニア先住民史 インディアン再組織法 ニューデール政策 帝国主義政策

一九三四年六月一八日、アメリカ合衆国（以後合衆国）連邦議会は、今日の連邦先住民政策の要となる一つの法律を制定した。ホイラー・ハワード法 (Wheeler-Howard Act, いわゆる「インディアン再組織法 (Indian Reorganization Act)」²⁾以後、再組織法は合衆国先住民の「自治 (self-rule) と自活 (self-support)」を目的に掲げ、その生活形態の基盤となる部族の再組織を促すための法律として作成された。草案者である、内務省インディアン局 (Bureau of Indian Affairs) のジョン・コリア (John Collier) 局長 (一九三三—四五) は、再組織法を「連邦政府の（一方的な）インディアン統治を、インディ

アン自治組織へ譲り渡す」ためのものであるとしている³⁾。建国以来、合衆国による決定論的な領土拡張政策において最大の障害となったのは、先住民の存在であった。合衆国と先住民部族という異なる主権国家同士が条約を結び、土地を分け合い、平和裏に共存する試みは早々に挫折した。以後、連邦先住民政策は、先住民をアメリカ社会からいかに「排除」するか、との課題に直面してきたのである。その解決策として、一八世紀末から二〇世紀前半にかけて、連邦政府は、インディアン戦争や虐殺などによる「身体的排除」と、英語と職業教育、保留地の個人割り当てに代表される同化政策という「文化的排除」を行ってきた。

これらの連邦先住民政策の根幹は、最終的に先住民の、政治的、経済的、社会的、さらには、精神的拠り所である部族を解体することにあるといつてよいであろう。しかしながら、その結果は、一九二八年に刊行されたルイス・メリアム (Lewis Meriam) の『インディアン行政の問題』(The Problem of Indian Administration) にも明らかであるように、先住民の貧困化を招き、失敗に終わった。

再組織法は全一九条にわたつて先住民の自治と自活、教育政策、職業政策などを定めた一括法であるが、その柱は、1) 今後、連邦政府による先住民部族の土地の分割、割り当ては行われない、2) 部族は自治政府を組織できる、3) 部族は経済共同体を組織できる、という三点である。また再組織法の適用は、制定後一年以内に行われる部族成員の賛否投票に一任されることとなり(一九三五年六月に連邦議会は投票期間を一年延長している)、また、2) 3) についても、個別に、部族成員による投票で賛成されるのが条件とされている。そして、これらすべての過程は、内務局長による承認の下で行われることとされた。以上の内容を総合すると、再組織法は、「部族成員が希望すれば」、連邦政府の保護の下において、部族の政治的、経済的な組織化を行える、ということを示した。

再組織法は、合衆国のそれまでの先住民政策を大幅に修正している。同法は、先住民部族を強制的に解体し、さら

に個々の先住民をアメリカ社会に同化させる「直接統治」を否定し、土地を基盤とした部族社会を維持し、自治を認める「間接統治」を唱えている。この政策転換は、世紀転換期の合衆国における「革新主義」の影響を受けた社会改革熱の高まりや、「文化多元主義」を基調とするマイノリティ統一統合理論といった思想的背景から生み出され、最終的には、一九三三年に就任したフランクリン・ルーズベルト (Franklin Roosevelt) 大統領によるニューディール政策において結実した。ルーズベルト政権は、議会法によって連邦政府が積極的に部族自治と経済的自立を推進することにより、先住民の貧困を救済しようとした。この再組織法体勢は、基本的には現在まで引き継がれ、連邦—先住民関係の基盤となっている。

では、この再組織型の間接統治理念とその適用過程は、各先住民部族にどのような影響を与えたのだろうか。同法は、その適用が、個々の部族の決定にゆだねられており、当然ながら、対する先住民部族の反応は多彩を極めた。以下、本稿ではカリフォルニア州の先住民部族、トゥールリヴァー・インディアン部族 (Tule River Indian Tribe、以後トゥールリヴァー部族) の事例を基に、特に再組織法の経済政策の要である「経済共同体 (Tribal Incorporation for Business Purpose)」の設立に関する部族内議論とその歴史的背景を分析する。

再組織法については多くの研究蓄積がある。その先行研究の多くは、特に、再組織法の中の部族自治を扱う第一六条（内務長官の監視下において「部族憲法」と「部族議会」を設立すること）に焦点を当て、同法の法律制定過程やその思想的背景に焦点を当てていることが特徴的である。さらに先住民の「民族自決 (Self-Determination)」のスローガンと共にエスニック・マイノリティーが「多文化主義」を掲げ始めた一九七〇年代前後で、再組織法第一六条に対する評価は大きく分かれる。それ以前、同法は、先住民自治と部族文化の復興を唱えることによって、先住民の主体性を尊重する「多文化主義」の先駆けであると解釈されていた。しかし、再組織法で実際に設立された部族政府の事例研究が蓄積され始めた一九七〇年代以降、同法は、内務長官の権限を明確化することによって、元来「主権国家」の地位を持つ部族の「自治権 (sovereignty)」を制限する結果をもたらしたと再解釈されたのである。この再解釈は、先住民が部族単位で連邦政府の間接統治に組み込まれたという点において、再組織法（第一六条）を「同化政策」上に位置づけることになった。

一方、再組織法のもう一つの柱である経済共同体の設立を扱った第一七条（内務長官の監視下において、部族が「経済共同体」を設立すること）について、これまでの再組織法研究では十分な考察が行われていない。その中でも、再

組織法研究の第一人者であるグラハム・テイラー (Graham Taylor) は、同法が先住民の自治という政治的目標を達成するにはほど遠い、と評価した上で、その経済政策についても「特定の事例で特異な成果を挙げた以外に、全国的に見てインディアン⁶の生活環境を長期的に改善することはできなかった」としている。実際に、再組織法制定から約三五年後の一九六九年、インディアン教育に関する全国的な調査結果が、通称「ケネディー・レポート (Kennedy Report)」として公開されたが、そこでは未だメリアム・レポートを彷彿とさせる、インディアン保留地での困窮の実態が報告されている。確かに第一七条も、先住民社会の貧困を解決するまでには、十分かつ広範囲な成果を上げることができなかった。しかしながら、何故、再組織法で提示された「経済共同体」と、それが意図した部族の経済発展が失敗したのか、という点に関する議論は、第一六条と比較すると十分に行われてはいないのが現状である。

そもそも再組織法は、「インディアン⁷の土地と資源を保存し、開発すること、及びインディアン⁸の事業組織及びその他の組織を形成する権利を与えこと、及びインディアンのために信用貸制度を設置すること、及びインディアン⁹の自治に関する一定の権利を承認すること、及びインディアン¹⁰のための職業教育を提供すること、又はその他の目的のための法律」と命名されている。このタイトルからは、そ

もそも、再組織法の本来的な目的が、先住民保留地における経済発展に重心を置くものであることは明らかである。紙幅の制限上、本稿で詳細に扱う余裕はないが、実際、部族の経済発展については、再組織法案の連邦議会審議で大きな関心をもたれている。例えば、連邦議会では、先住民をアメリカ社会から隔離すべきでないとする同化主義者や、コミュニナルな社会形態が「アメリカ民主主義」に反するとした当時の保守主義者などが、第一六条で提示した部族自治の設立に多くの批判を表明した。一方、それらの懐柔策として、草案者であるコリア局長は、再組織法がいかに先住民の経済的自立を促進し、連邦議会の将来的な資金負担を軽減することができるか、という経済的利点を強調しているのである。

また、再組織法は先住民の経済発展のために、連邦議会から多くの財政支援を引き出していることが分かる。例えば、内務長官の責任下において部族の土地、天然資源等の保存が提示され(第四条)、土地の買い戻しのために二〇〇万ドル(第五条)、部族産業の育成のための回転資金として一〇〇万ドル(第一〇条)、先住民への職業教育と高等教育に、それぞれ二〇万ドルと、五万ドル(第一一条)の資金が捻出されている。部族への経済支援に関する以上の内容からは、再組織法は、部族の政治的自治を、その経済発展と並行する形で達成しようとしていた点が明

らかに読み取れる。

同時に、先住民部族も経済発展に関連する条項に大きな関心を寄せていたことが分かる。同法が成立する直前の一九三四年二月から四月にかけ、インディアン局は全米一カ所で「インディアン議会(Indian Congress)」と呼ばれる再組織法公聴会を開催している。この公聴会は、主に部族の代表者に対して、再組織法案の内容を説明し、またそれらへの意見を収集する目的を持った。インディアン議会の記録からは、大半の部族代表者の関心が、部族政府についてではなく、再組織法のもたらす経済効果にあったことが分かる。前述の『インディアン行政の問題』や、ヘレン・H・ジャクソン(Helen H. Jackson)の『恥ずべき一世紀(A Century of Dishonor)』で明らかにされたように、当時、先住民はアメリカ社会で「最も貧しい人々」であった^⑩。多くの保留地は高い失業率を記録していたし、部族成員個人に割り当てられた土地が次々と非成員に売却されていくことによって、土地資源さえもが急減している状況にあったのである。

一方、インディアン議会の議事録からは、多くの部族が、インディアン局から提示された部族政府設立の提案に戸惑いを感じていた様子が伺われる。インディアン戦争の時代が続き、その後、連邦政府の同化政策に直面してきた多くの部族にとって、再組織法が提示した政策転換は驚きと疑心暗鬼と

ともに受け止められた。対して、再組織法による経済援助は、同法を受け入れる際の絶対的利点とされている。¹¹⁾ 成立当初、再組織法の制作者側も、またその受け手である部族側も大きな期待を抱いていた、同法の経済政策についての分析の欠如は、再組織法研究の最大の欠陥と言えるであろう。

また再組織法については、今後、部族ごとの具体的事例の蓄積が必要であることは明らかである。近年では、先住民の研究者の増加などを受け、「自らの部族を部族の視点で研究した」部族史が蓄積されている。¹²⁾ それら個々の部族史研究は、再組織法の包括的評価を提示するには不十分であるが、再組織法と、さらに過去の先住民政策研究に絶対的に欠如していた部族側の視点を提示し、部族自治と自活に関する、先住民的価値観と再組織法的価値観の差異を明らかにしてきた。以上の先行研究をふまえつつ、本稿では、カリフォルニア州トゥールリヴァー部族に関する、部族史研究の一環として、同部族における再組織法一七条の適用過程とその結果についての事例を取り上げる。同部族では、再組織法を受け入れた直後、「トゥールリヴァー家畜協会(Tule River Cattle Association, 以後家畜協会)」の設立が議論された。以下、本稿では、まずトゥールリヴァー保留地の設立過程を提示し、保留地における経済活動の歴史的過程に言及した後、再組織法下での家畜協会の設立を巡る議論を追う。

トゥールリヴァー保留地の成立

トゥールリヴァー保留地の主な構成員は、ヨクート(Yokuts)と呼ばれる先住民グループである。ヨクートはカリフォルニア州中部、地図上ではサンホワキンヴァレー一帯に居住し、ヨクート語を話す先住民グループの総称である。スペインとの最初の継続的接触が始まった一八世紀末まで、ヨクートは、約五〇の部族に分かれ、政治的、経済的、社会的に独立した生活を営んでいた。これら個々の部族は、元来「食料供給地を等しくする集団」として河川、湖岸などの自然的特徴に沿って形成されたと考えられる。¹³⁾ 各部族内における生活形態の最小単位はクラン(Chan…血族、もしくは拡大家族)であり、特定のクランから、政治的リーダーとしてのティヤ(tiya)と儀礼を執り行うメディスマン(medicine man)がそれぞれ選出されていた。ティヤは強い政治的権限を持ち、父系制をとるヨクートの部族社会では、父親から息子へ、もしくは、統率力を持つ男性血縁者へと引き継がれていた。¹⁴⁾ 個々の部族は、いわば、ティヤをリーダーとする複数のクランのゆるやかな集合体であった。

トゥールリヴァー保留地の前身であるトゥールリヴァー・ファーム(Tule River Farm, 以後ファーム)は、一八五六年、トゥールリヴァー(川沿いの、現在のポーターガル(Porterville)市付近に設立された。ファーム設立に

先立つ一八五〇年、合衆国三一番目の州としてカリフォルニア州が成立している。すでに、ゴールドラッシュに湧いた一八四〇年代末より、同州には一攫千金を狙う採掘者や移民が押し寄せ、人口は急増していた。一方、カリフォルニア州の先住民は、急増する移住者との土地や食料を巡る争いや、彼らもたらす疫病、さらには飢餓などの結果、その人口が激減し、一九世紀末までには、一世紀前の人口の約一〇分の一となっていた。

州の中心部を占めるサンホワキンヴァレーは、元来、先住民人口が密集し、先住民と非先住民との争いが特に激しかった地域である。一八五六年には、ついにポータービル近郊でも、家畜の略奪を巡り、先住民と周辺白人との大規模な争いが勃発した。結果、ヨクートは敗北し、その直後、連邦政府が私有地を借りとって設立した一二八〇エーカーの保留地、ファームへの移住を余儀なくされるのである。

設立当初、ファームには、周辺に居住するヨクートを中心とした先住民、約三五〇人が強制的に集められたが、その後も白人入植者との抗争や他の保留地の統廃合による収容人数の増加、食料不足、疫病の蔓延、さらにはファームからの離散などにより、その人口は流動的に推移した。例えば、一八六四年に、同じく先住民のための保留地として設立された、テホン・リザーブ (Tehon Reserve) が閉鎖されると、約四〇〇人近い先住民がファームへ移住し、一

時、その人口は九〇〇人以上に増加しているが、一八七〇年代の後半になると三〇〇人から四〇〇人程度に落ち着いている。

連邦政府は、ファームの設立により、先住民の居住地を確保したものの、ファームでの食料は、基本的に自給自足とした。元来、ヨクートは、エイコンなどの木の実は採取やツールリヴァー（川）での漁業によって食料を獲得していた。しかしながら、ファームの人口増加により、狩猟、採集では、食料の自給は困難となり、その生活形態の変容を余儀なくされた。そこで、先住民はツールリヴァー（川）から水を引き、灌漑設備を独自に完成させ、ファームを豊かな農業地帯へと作り上げたのである。

だが一八七〇年代には、周辺の非先住民からファームを開放せよとの要求が高まった。背景には、ファームの先住民が設立した灌漑設備により、同地が豊かな農業地帯となったこと、鉄道の開通とそれに伴うポータービルの発展、周辺の土地価格の上昇などがある。元来、ファーム自体が借地であったことから、連邦政府は、周辺住民からの先住民に対する移住要求を押さえることが出来ず、大統領の行政命令により、ファームの東方、シエラネバダ山脈の麓に、四八〇〇エーカーに渡る保留地を新たに設立した。これが現在のツールリヴァー保留地である。約三七四人の人々が、反抗もむなしく、再びファームからトユー

ルリヴァー保留地へ強制移住を余儀なくされた。¹⁸⁾その後、トゥールリヴァー保留地では、飢餓や離散により人口が減少し、一八八四年代までに三〇から四〇の家族で構成される一五〇名程度の人口が残った。

以上の保留地設立過程に明らかであるように、トゥールリヴァー保留地は、主にヨクト語族に属する複数部族が、数度の強制移住の末に集められた先住民保留地である。移動は家族単位で行われ、移住後も部族アイデンティティは強く維持され、政治活動や財産管理の最小単位として保留地生活に引き継がれてく。特に、保留地では、移住組部族であれ、その土地の土着の部族であれ、ティヤの家族への尊敬は維持された。しかしながら、保留地設立以来、同保留地の人々は、その部族アイデンティティを加味される事なく「トゥールリヴァー・インディアン (Tule River Indians)」と総称され、連邦政府の公式文書に示されている。同時に、保留地設立後の半世紀間は、先住民の「保留地アイデンティティ」の形成期でもあった。トゥールリヴァー・インディアンは、共有の居住空間、各部族人口の減少、共通言語の存在、そして異なる部族成員間の婚姻によって各部族の境界を次第に取り払っていったのである。

トゥールリヴァー保留地における家畜業の発展

一九世紀末から二〇世紀初頭にかけての連邦政府による

史苑(第七二巻第二号)

先住民への同化政策は、先住民を「独立自営農民化」するため、保留地の土地を部族の成員個人に割り当てる土地政策を採用していた。トゥールリヴァー保留地でも、保留地の境界線を確定する調査が終了した一九一〇年代、連邦政府によって土地の割り当てが検討されはじめる。

当初、インディアン局は、保留地の東部や北部の森林地帯を先住民に割り当てれば、林業へ従事するか、少なくとも林業者へ貸し出すことにより、その賃貸料がトゥールリヴァー保留地の人々の収入になるとの見込みを持っていた。しかし、保留地の設立以来、その先住民が主たる生業として林業に従事していたという記録は少ない。さらに、一八八八年に大陸横断鉄道がポータービル市まで伸びると、保留地外の林業者が保留地の森林を不法に伐採し、森林資源は急速に枯渇していった。最終的に、インディアン局は、林業を見越した土地の割り当てのみでは、トゥールリヴァー保留地の先住民すべてに、その生活を支えるだけの経済基盤を提供することが不可能であるとの結論に達する。

一九一〇年、インディアン局はトゥールリヴァー保留地に調査員を派遣し、森林地帯以外の土地の割り当てを検討し始める。しかし、森林地帯以外の保留地は、その大部分が岩山や丘陵地で占められていた。調査員は視察の結果、これらの土地の大半は農業には不向きであり、それゆえ農業用地として平等に分配することも不可能であるとした。¹⁹⁾

一方、この調査員は、保留地内の約二〇〇エーカーの傾斜地は、水はけのよい牧草地であり、それを家畜用地として使用することを提案している。以後、連邦政府は、保留地の経済活動の基盤として、これらの家畜用地の利用と家畜業の発展を促していくことになる。

そもそも、トゥールリヴァー保留地の設立以来、保留地の人々はその地理的条件を活かし、小規模ながら家畜業を営んでいた。しかしながら、インディアン局から派遣された調査員の報告によれば、同保留地の設立当初、これらの家畜用地の約半分はその土地の「使用権」を与えられた少数の家族によって使用されていた。その土地の「使用権」が特定家族に与えられた具体的な経緯について示した文書は発見されていない。しかしそれについては、現在、保留地成員が、「保留地設立期に、元来その土地に居住していたティヤの家族と、保留地に移住を強いられた有力な数家族（他地域でのティヤを含む）が、移住を条件に、広大な家畜用地の使用権とその継承を認められた」と証言している。トゥールリヴァー保留地を含めた先住民保留地は、連邦政府の信託下における保留地成員の共同所有地である。一方で、家畜用地の使用権に関する特別措置に表れているように、トゥールリヴァー保留地の設立過程では、有力な数家族に、特定の土地の実質的「使用権」が与えられる、というダブルスタンダードが作り出された。そして保留地

の人々はこれまで、ティヤを含む数家族の特権的地位を、伝統的リーダーシップの延長として受け入れてきたのである。

当然ながら、使用できる土地の格差は、成員がそこで飼育できる家畜量の差として反映された。結果的に、広大な家畜用地の使用権を持つ家族は、大規模な家畜業を営むことが可能だったのであり、一方、その他の成員は、残りの土地を分け合って飼育できるだけの家畜を保有するのみであった。以下では、便宜上、保留地における広い土地の使用権とそれに伴い数十頭から数百頭単位の家畜を所有する家族を「大規模家畜所有者」、また家畜所有数が数頭から二〇頭前後の家族を「小規模家畜所有者」（家畜の所有を望みながらも所有不可能であった家族も含む）とする。一九一〇年代、トゥールリヴァー保留地には、四人（四つの家族の家長）の大規模家畜所有者が存在した。

一九一〇年、トゥールリヴァー保留地におけるインディアン局の現地職員を務めていたアロンゾ・P・エドモンソン (Alonzo P. Edmonson) は、家畜用地における不平等な使用状況を憂慮していた。エドモンソンは、「この保留地のインディアンによって所有されている一〇〇〇頭の家畜のうち、五〇〇頭は四人のインディアンによって所有されている。残りの五〇〇頭は、一頭から二〇頭程度の範囲で、残りの個人に所有されている。この差は、平等な分配とは

言えない。この土地使用形態が続く限り、より経済的不平等が増すであろう。他の保留地にも見られるように、ここでも少数の貪欲な人々が、貧しい階級の人々の厳しい労働を尻目に、最良の土地を独占しているのである」と述べ、部族成員間の経済格差を問題視した。エドモンソンは、連邦政府による土地の割り当て政策に従って、これらの家畜用地を成員に平等に割り当てることが、この経済格差を是正する手段であると提案した。このように、トゥールリヴァー保留地では、二〇世紀初頭の、連邦政府による土地の割り当てを巡る議論の中で、大規模家畜所有者と小規模家畜所有者間の家畜用地を巡る経済格差が明るみに出たのである。

またエドモンソンが家畜用地の割り当てを提案したもう一つの目的は、家畜用地の保護であった。二〇世紀初頭は、合衆国において、連邦政府主導による自然保護政策が活発に議論された時期である。トゥールリヴァー保留地の家畜業は、自然保護の観点から一つの問題を内包していた。保留地の家畜用地の約半分を使用していた小規模家畜所有者は、数頭の家畜では生活を支えきれず、そのため、保留地外の羊産業者に共同で保留地の土地を貸し出していた。また小規模家畜所有者は、土地から上がる貸料とともに、自らも羊業者に雇用されることによって現金収入を得ていた。当時、カリフォルニアの羊産業は発展期にあった。

それには、南北戦争で南部の綿花産業が大きな打撃を受け、カリフォルニア産の羊の需要が高まったという背景がある。²³⁾

しかしながら、羊産業は保留地の牧草地を急速に枯渇させていった。羊の飼育は、土地の枯渇を早め、牧草地の長期に渡る再利用を困難としたからである。結果として、家畜用地の保護と、その背景にある不平等な家畜所有量の改善が急務であるとしたインディアン局は、二〇世紀初頭、エドモンソンを通して家畜業統制政策を打ち出した。そこで提示されたのは、最終的に、1) トゥールリヴァー保留地の割り当ては行わず、2) 羊業者への土地の貸し出しを禁止し、3) 保留地全員の家畜用地を統合し、主に牛を飼育する白人の家畜業者に牧草地を貸し出し、そして4) その利益としての賃料は保留地全員で分配するということがある。さらに、エドモンドソンは、大規模家畜所有者が保留地での家畜の飼育を行う場合、一頭あたり一ドルの税金を徴集すると定めている。²⁴⁾

この家畜政策に明らかに反対を表明したのは小規模家畜所有者であった。一九一〇年一月二三日、トゥールリヴァー保留地の小規模家畜所有者のホセ・ベラ (Jose Vera) とロス・エリス (Ross Ellis) は、エドモンソンが提示した家畜政策への抗議のため、エドモンソン宅を訪れている。彼らは、羊産業における現行の制度(羊業者への牧草地の貸し出しとそこでの賃金労働)の継続を求めた。²⁵⁾

しかし両者の合意はなされず、その翌日には、さらに一五人から二〇人の小規模家畜所有者が、インディアン局への正式な抗議文を携えて再度エドモンソン宅に抗議に押し寄せている。小規模家畜所有者の主張は、1) 羊産業における賃金労働を許可すること、2) フランク・マニユエル (Frank Manuel) を自分たちのリーダーに、ロス・エリスを交渉役として正式に任命すること、3) エドモンソンに保留地警察として雇われているビック・ジム・アルト (Big Jim Alto) を解任することであった。②③ 続いて抗議者たちは、ポータービルの新聞社に駆けつけ、これらの要求を地元新聞へ掲載させた。

抗議者のリーダーとして挙げられたフランク・マニユエルは当時五六歳であり、その母親は保留地外に居住するチュバチュラバル (Tubatabal) という部族のテイヤの家系出身で、トゥールリヴァー保留地の成員に嫁いでいる。よって、マニユエルは保留地設立時に存在していた有力家族出身ではないが、母方の血筋より自らリーダーになる血縁の正当性を主張し、小規模家畜所有者からの支持を得ている。マニユエルは、インディアン局による一方的な家畜統制政策に反対し、非協力的な態度を取り続けてきた。例えばマニユエルは、家畜数把握のため、連邦政府から義務付けられた家畜への「焼印 (branding)」を拒否し処罰を受けている。マニユエルを逮捕したが、当時、エドモ

ンソンに雇われ、「インディアン警察」として働いていた、保留地成員のビック・ジム・アルトであった。②③ 小規模家畜所有者の反感は、一方でアルトにも向けられたのである。

マニユエルは、抗議文をワシントン D. C. のインディアン局本部にも直接送ると同時に、連邦政府の家畜削減政策の公式な廃止を求めた。それに対するインディアン局からの返答は、マニユエルらの抗議内容を完全に拒否したものである。この返答では、保留地内の牛の飼育を促進し、そこから上がる利益は保留地成員で平等に分配されるべきであること、ビック・ジム・アルトは解雇されないこと、そしてフランク・マニユエルとロス・エリスはリーダーとして認められないことなどが記されていた。②③ それを受けて、マニユエルら小規模家畜所有者らは、エドモンソンの解雇を要求し、抗議内容の実行を求めていくことになる。

一方、インディアン局の家畜政策に対する大規模家畜所有者の反応については、明らかになっていない。抗議者名簿から推測すると、これら大規模家畜所有者はガーフィールド (Garfield) 家、ハンター (Hunter) 家、ガーナー (Garner) 家、そしてシルバス (Silvas) 家の家長である。中でも、ハンター家は、トゥールリヴァー保留地が設立された土地に元来居住するヨークトの部族、ヨロムネ (Yowlumne) のテイヤの家系であり、残りの家族も、前述の通り、保留地設立時に、大規模な土地の使用を認められた三つの有力

家族である。

インディアン局による羊産業の禁止に端を発する、小規模家畜所有者による一連の抗議行動を分析すると、以下の点を指摘できる。まず、小規模家畜所有者による抗議は、インディアン局の家畜政策を発端としつつも、最終的にはインディアン局が先住民の社会形態や秩序を軽視している態度に対する先住民からの反発と解釈できる。元来、保留地成員の多数を占めるヨクトの意思決定は、ティヤによる統制か、成員の全会一致の原則でなされる。小規模家畜所有者は、リーダーの存在と、大多数の保留地成員の意思を明確にすることによって、先住民の意思を無視した連邦政府による独断的な政策を根底から覆そうとしている。家畜産業への抗議は、保留地内におけるインディアン局を指揮系統とする上からの政策と、ヨクトの意思決定方法との対立でもあったのである。

この点は、トゥールリヴァー保留地におけるインディアン局の家畜政策には、家畜用地の不平等な使用が根幹にあるにも関わらず、小規模家畜所有者と大規模家畜所有者間の直接的争いとはならなかったことから明らかである。マニユエルが抗議したのは、大規模家畜所有者ではなく、エドモンソンとインディアン局であった。つまり、自分たちの労働形態に対する連邦政府の介入に対して抗議を行ったのであり、不平等な土地利用の根本的改善についてはあ

えて問題としなかった。その背景には、保留地設立時のティヤと有力家族の特権的地位を受け入れていた保留地の人々の伝統的価値観があるだろう。加えて、設立以来行われてきた、保留地内における婚姻関係の慣習により、すべての家族が何らかの血縁関係にあったことが影響している。その中で、人々は富めるものと富めざるものとの境界線の存在を受け入れ、その境界線を引き直そうとはしなかったと分析できるのである。

一方で、インディアン局による「富の平等な分配」「土地保護政策」というスローガンを伴った家畜政策は、否応無く部族成員同士の経済格差を明るみに出し、その意識化へとつなげたことも事実であろう。また、フランク・マニユエルのリーダーシップと、それを指示した小規模家畜所有者の動向からは、保留地内における伝統的リーダーシップとは異なる、経済的境遇を共有した新たな階層と、そこで選出されたリーダーの登場を意味している。これらを背景として、家畜所有数をめぐる保留地内の経済格差は、むしろ、一九三〇年代における再組織法適用の議論の中で明るみになっていく。

結果として、エドモンソンの家畜政策のうち、土地保護政策のみが成功裏に実施され、保留地における羊産業は縮小されていった。一方で、保留地内における家畜の共同所有は行われず、小規模家畜所有者がその生活を賃金労働に

依存する一方、大規模家畜所有者は独占的に家畜業に従事し続けた。一九二〇年代初頭の連邦政府の調査書によると、保留地では一〇〇〇頭の牛、羊、豚、馬が飼われているが、大規模家畜所有者と小規模家畜所有者間の経済格差は維持されている。トゥールリヴァー保留地の成員は、その経済格差と、それに端を発した異なるリーダーシップを共有したまま、一九三〇年のニューデイル期を迎えるのである。

再組織法と家畜政策

再組織法が成立した後、トゥールリヴァー保留地の先住民は賛否投票で同法を受け入れた。その後一九三五年一月七日にはトゥールリヴァー部族憲法が制定され、保留地の先住民は、正式にトゥールリヴァー部族として承認されている。続いて、翌年二月一六日には最初の部族議会選挙が開催され、マーカス・ハンター (Marcus Hunter) を議長とする九名の部族議員が選出された。このとき選出された部族議員は、ジョージ・シルバス (George Silvas)、ラリー・アルト (Larry Alto)、ルイス・ディオニンオ (Lewis Dionicio)、ロス・エリス (Ross Ellis)、レマック・エメテリオ (Remac Emeterio)、フレッド・ガーフィールド (Fred Garfield)、ブリジッド・ジャリミノ (Brigido Jarmino)、そしてホセ・ヴェラ (Jose Vera) である。選出された議員のうち五人は、一九一〇年代に報告されていた大規模家

畜所有者かその血縁者である。小規模家畜所有者として、一九一〇年の抗議で中心的役割を果たしたロス・エリスやホセ・ヴェラは選出されたが、当時のリーダーであったフランク・マニエルの名前は無かった。また、議長に就任したマーカス・ハンターは、ヨロムネのテイヤの出身である。

再組織法の適用当時、トゥールリヴァー保留地ではニューデイル期の公共事業として CCC-ID (Civilian Conservation Corps-Indian Division) による道路整備事業が開始されていたが、小規模家畜所有者の経済所得は依然として不安定であった。³¹ インディアン局による一九三七年の調査では、大規模家畜所有者が家畜業を独占していた一方、小規模家畜所有者は、季節労働や、農業、ハンドクラフト、賃貸、年金、もしくは、野生動物の売買などによって生計をたてていると報告されている。当時、カリフォルニア州の先住民政策を取り仕切っていたサクラメント管轄区 (インディアン局のカリフォルニア支部の一つ) の監督官であるロイ・ナッシュ (Roy Nash) は、トゥールリヴァー保留地で飼育されている家畜は約一二〇〇頭まで増加しているが、その三分の二を少数の大規模家畜所有者が所有していると報告している。

さらに、一九三〇年までには、大規模家畜所有者による家畜の過剰飼育のため、保留地の家畜用地の枯渇が深刻化していた。ナッシュは、大規模家畜所有者による、無計画

な家畜の飼育に問題があるため、家畜数と土地利用方法の統制が必要であるとしている。その上で、統制の障害となる保留地の不平等な土地利用状況の改善を急務とした。

ナッシュはその打開策として、部族議会と部族メンバーに対し、家畜協会の設立を促した。ナッシュは、その目的として、トゥールリヴァー保留地の家畜の質を向上させその生産性を上げること、各所有者の家畜数をコントロールし、家畜の平等な分配を行うことなどを挙げ、トゥールリヴァー部族の経済発展のためには、家畜協会の設立が不可欠であると示している。

保留地では一九三六年三月六日の第二回部族議会で家畜協会の設立に向けた委員会が設置され、さらに二七日に行われた次の部族議会には、インディアン局から三名の職員も参加し、家畜協会の規約が議論された。当初から、インディアン局は、家畜協会設立に向けて、非常に積極的に部族議会の議論に介入していることは明らかである。インディアン局の現地職員であるF・H・スラー (F.H. Slaughter) も、部族議会に参加し、保留地全体で保有できる家畜数に制限がある中で、家畜を十分所有していない家族も新たに所有ができるように、大規模家畜所有者の家畜数の制限を設けるように訴えている。一九三六年までに、保留地にはおよそ八〇〇頭の牛と一五〇頭の羊が飼育されていたが、スラーは家畜協会による管理によって、それぞれ

一二〇〇頭、一五〇〇頭まで増加させることが可能であるとしている。またスラーはインディアン局を通し、内務長官が直接トゥールリヴァー部族への働きかけをするよう求めている。

一九三六年六月一日、トゥールリヴァー保留地で家畜協会への賛否投票が行われた。投票の結果、三〇対四でその設立が可決されている。しかしながら、インディアン局から派遣されたもう一人の現地職員であるヘンリー・ヴァンス (Henry Vance) は、家畜協会の設立に関する保留地のコンセンサスは確立されていないと報告し、この投票結果を疑問視している。インディアン局から家畜協会の設立をまかされていたこの二人の現地職員は、家畜用地の枯渇状況に関わらず、大規模家畜所有者は家畜協会の設立に好意的ではないとみていた。スラーは、それでも家畜協会の設立は不可欠であるとし、インディアン局へ「トゥールリヴァー家畜協会の憲法と付則 (Constitution and Bylaws for a corporation named the Tule River Reservation Cattle Association)」と題した協会規則の草案を送っている。

スラーの草案では、家畜を所有する部族成員はすべて家畜協会に入る資格を持つこと、協会の規則は、大多数の協会の合意があった場合、すべての成員に適用されること³⁷が定められている。さらに、家畜協会の決定は、家畜所有者にかかわらず、賛否投票による過半数の同意で決定され

ることが提示された。これは、大規模家畜所有者が反対意見を持っていても、協会の意見には従うべきことを示唆しており、協会の設立が家畜業における大規模家畜所有者の勢力低下を意図していたことは明らかである。草案は、「家畜所有者が少ない協会員が、その家畜数を増やしたいと望めば、協会は多くの家畜を所有している成員に対して、その家畜数を減少させるように要求する。これをすべての協会員が等しい量の家畜を所有できるようにするまで継続する」と定めている。また草案では、保留地の家畜を集め、すべてに「焼印」を押すこと、それを行わなかった場合、罰金^④、もしくは家畜没収が罰として課されることを定めている。つまり、スラーの草案は、「家畜協会の管理下」における協会の「家畜の平等な所有」が最終目的となっている。

ほどなくして、部族議会は、インディアン局が提示した家畜協会に対する警戒心を明らかにした。まず部族議会は、内務省が保留地の家畜数を増加させ、小規模家畜所有者に分配するために送った牝牛の受け取りを拒否している。一九三六年一月二四日、ヴァンスはナッシュユへの報告で、大多数の部族成員は家畜協会の設立に好意的であるが、大規模家畜所有者を含むトゥールリヴァー部族議会が設立を阻止していると述べている。ヴァンスは同会議が腐敗しており、連邦政府もトゥールリヴァー保留地の人々も部族会

議に注意を払うべきとする一方で、「部族議会が拒否している以上、我々にできることはほとんどない」と締めくくった^④。

その後も、大規模家畜所有者による、家畜協会設立への批判は日に日に強まっていった。初代部族議長であるマーカー・ハンターは、家畜所有者の家畜数を統制する家畜協会の代替案として、連邦政府による先住民の雇用を充実させ、各家畜所有者の牧草地を囲うフェンスの設置を求めた^④。

また、大規模家畜所有者の家畜協会に対する非協力的態度は、家畜政策に加えて、連邦政府に対する長年の不信感から生じていることも指摘できよう。当時、大規模家畜所有者であったレイーズ・ウィリアムズ (Louise Williams) とダン・ウィリアムズ (Dan Williams) 夫妻は、家畜協会の設立に関する議論を回顧して次のように述べている。「家畜協会の設立によって、個々のインディアンを組織しようとすることは、つまり、家畜に焼印を押させようとする政策なのだ。・・・監督官は、家畜を、売買するときは、必ずやってきてそれを取り仕切ろうとする。だから皆、彼が嫌いなのだ。どうして連邦政府が勝手にインディアンの家畜に焼印を押すことができるんだ？」^④

一方、部族政府の反対を受けてもなお、インディアン局は家畜協会の設立を進めようとした。ヴァンスは、「も

し、ここにいる部族成員の一部によって家畜協会が軌道に乗れば、他の人々にも参加する機会を与えることもできる。さもなくば、(一部の成員によつて)他の成員の経済活動が阻害され、手遅れになるであらう」と伝えている。一九三六年一月、スラーと、一八名のトゥールリヴァー保留地の家畜協会支持者たちは再度会議を持った。六時間の長い会議の後に賛否投票が行われ、結果、現行の大規模家畜所有者に影響を与える条項を修正することが条件で、全会一致で家畜協会の設立が決定された。

新しい規則では、家畜協会の目的が、「平等」な家畜の所有から、「トゥールリヴァー保留地の家畜産業を發展させ、協会の福祉と保護を促進」することに置き換えられた。また、家畜協会の規定も、すべての成員を拘束することとはなく、さらに、家畜協会自体も、部族議会と内務長官の承認なしには執行されないことが定められた。そして会議の最後には、執行委員が決定され、そのほとんどが部族議会のメンバーから選出されたが、家畜協会は、すべての成員を統合する権限を持たないとされた。以上の内容からは、家畜協会の新規則が大規模家畜所有者へ譲歩したものであることは明らかである。一方で、ナツシユはスラーによる賛否投票の報告を受けながらも、大規模家畜所有者が家畜協会に参加しない場合を考慮し、少なくともすべての家畜用地が協会の運営下に入らなければ、協会は機能しな

いであらうと憂慮している。

一方で、一九三七年一月、部族議長のマークス・ハンターは、トゥールリヴァー部族の大規模家畜所有者で、家畜協会の設立に反対している人々からの請願書を、コリア局長に直接送っている。請願書では、家畜協会の権限が部族議会の権限と実質上重複し、時には脅かしていること、現状の家畜協会は、部族議会がすでに否決しているインディアン局からの雌牛の援助を一方的に受け入れていること、そして、家畜協会の規則作成過程において、大規模家畜所有者の意見が無視されてきたことなどが述べられている。

これらの意見を受けて、スラーは再度、保留地での会議を開催し評決をとった。ここでは、二四対七で再び家畜協会設立が可決されている。この結果を受け、ナツシユは、二月三日、トゥールリヴァー保留地に向い、スラーとヴァンスとともに、保留地成員の説得に取りかかっている。インディアン局は、部族議会議長であるマークス・ハンターが家畜協会に正式に賛成することを求め、そのために、家畜協会の規則のさらなる修正も意図していることを伝えた。これら大規模家畜所有者と部族議会の明らかな抵抗を受けて、家畜協会に対する保留地全体の熱意も次第に低下していったようである。以後、二日間の話し合いの末、最後に再度投票が行われ、今度は二一対二二で、反対者が賛成者を上回っている。またその一週間後に行われた、部族議会

内における賛否投票では、家畜協会の設立が全回一致で否決された。^⑤最終的に、家畜協会の設立は、部族政府と半数の部族成員の反対により頓挫したのである。

だが、家畜協会を巡る部族内議論は、収束したわけではなかった。その後も、家畜協会の設立を望む部族成員は、設立に向けて、部族政府やインディアン局に働きかけている。一九三八年二月、推進者はナツシュに対して、保留地では、子供を含む八八人が家畜協会の設立を望んでおり、引き続き家畜協会の設立援助をするよう求めている。一方、一九三七年三月、スラーは、ナツシュに対し、トゥールリヴァーの家畜協会の設立は、もはや「なす術がない」ことを書き送り、これ以上話を先に進めるべきではないと報告している。スラーは賛否両論へと動く部族内議論の結果をふまえて述べている。「この経過をまずは注意深く見守ったほうがいい。インディアンは、この教育的政策について、より熟慮し、自らの考えを十分に確立させるべきかもしれない。」^⑥その後、インディアン局の関与が弱まったことにより、家畜協会設立の議論は下火になっていった。そして保留地の成員も、それ以上、家畜協会の設立を押し進めようとはしなかった。一九三八年に行われた部族議会選挙でも、部族議長としてマーカス・ハンターが再任され、一九三八年の中旬までには、家畜協会に関する議論が終焉していった。

まとめとして

トゥールリヴァー保留地の人々は、その設立当初より家畜業に携わっており、一九三〇年代に至っては、家畜業は、同保留地の地理的要因を活かした唯一の保留地内産業であった。同時に、ここでは一部の有力家族に家畜用地の特権的使用権が与えられていた。保留地成員にとり、この家畜業の特権構造は、政治的リーダーとして尊敬の対象であったティヤの家族と、三つの有力家族が大きな力を持つ、その伝統的社會構造を反映しているにすぎない。ティヤと有力家族の特権的地位は、むしろ保留地の中の不文律として共有されていた「文化」であった。また、保留地内では、異なる部族出身の成員間における婚姻により、多くの人々が、ティヤや有力家族の「血縁」を共有することになった。保留地では、人々のティヤへの敬意と、成員のゆるやかな血縁関係が、ヨークトの伝統的社會構造を維持してきたといえるであろう。

一方、土地の割り当て政策を発した、保留地産業を巡る議論の中で、連邦政府は、この実情を「不平等」であり、土地と家畜業の効果的運営に対して大きな支障となると断定している。エドモンソンによる家畜政策も、それを事実上引き継ぐことになった再組織法による家畜協会設立のための試みも、インディアン局による部族成員の「平等」と家畜産業の「効率化」を押し進める政策であった。

この連邦政府による家畜産業育成の指針は、一九一〇年代において、小規模家畜所有者と大規模家畜所有者というカテゴリーを作り出した。インディアン局はヨクトの社会構造に根ざした保留地の均衡に対し、「所有する財産」の量で境界を引き、大規模家畜所有者の特権を廃止する代わり、小規模所有者に経済的利点をもたらそうとした。一方で、保留地の成員の大半も、連邦政府の家畜政策を受けて、小規模家畜所有者としての連帯を作り、かつ新たなリーダーを選出することによって、政治的勢力を持つようになった。しかし、一九一〇年代、その批判の矛先は、大多数の意見を無視する連邦政府に対して向けられたのであり、大規模家畜所有者に対してではなかった。特に、全会一致を決定の手段にするヨクトにとって、インディアン局の独断的家畜政策は、インディアン局自体への反発を生み出した。ニューディール期以前では、ティヤをトップに据えたヨクトの社会構造が基礎となっているトールリヴァー保留地の成員としてのアイデンティティは、所有財産を基礎として作り出された小規模家畜所有者としてのそれを超えることは無かったと言えるであろう。

一九三五年、トールリヴァー保留地の人々は再組織法を受け入れ、部族政府を設立した。その過程は、保留地の中で比較的スムーズに進んだと言ってよい。選出されたのは、その半数がティヤの家族や、その他の有力家族出身者

である。再組織法の第一六条（部族政府の設立）における政治リーダーの選出は、それがインディアン局主導で行われようとも、ヨクトの社会構造に合致していたのである。一方、第一七条に基づく部族財産の共有化と家畜協会の設立は、保留地成員にとって非常に矛盾した政策であったといわざるをえない。何故ならば、ヨクトの伝統的社会体制を反映しつつ選出された部族政府の政治的リーダーが、同時に、経済的富裕層であったからである。その中でも、小規模家畜所有者による家畜協会設立のための積極的な動きは、連邦政府の家畜政策によってヨクト社会に一度引かれた境界線が、確実に保留地の人々に意識され、維持されていることを示している。

しかしながら、再組織法の下でも、小規模家畜所有者が、大規模家畜所有者や部族政府と大きく衝突することはなかった。一九三七年当初、家畜協会の設立に賛成であった投票結果は、部族政府が、家畜協会に対して明確な反対の意思を示したことから、一年足らずで逆転している。小規模家畜所有者の意見が、ハンター家に代表される伝統的政治リーダーの意見から大きく影響を受けたことは確かであろう。スラーは、このように変わりやすい投票結果を受けて、保留地の人々が「塾考し、態度を明確に決めるべきだ」としているが、それは、ヨクトの社会構造を十分理解した上での発言ではない。全会一致を決定の前提にすること

は、少数者が多数者に、多数者が少数者に考えを合わせるヨクートの決定手段ということを考慮する必要がある。保留地の人々は、部族政府の反対を受け止め、その意向を採用したといえるのである。

以上、カリフォルニア州トゥールリヴァー保留地における再組織法の適用過程の分析からは以下の点が明らかである。まず、社会組織としてのヒエラルキーが確立していたトゥールリヴァー保留地の人々にとって、再組織法の第一六条と一七条は、全く矛盾しているということである。第一六条で設立された部族政府は、伝統的リーダーシップを取り入れた、トゥールリヴァー保留地の政治組織である。一方で、部族政府の存在故に、トゥールリヴァー保留地では再組織法第一七条の下での経済共同体を設立することが不可能となった。この状況は、しかしながら、連邦政府によって最良とされた経済的「平等」の概念が、そのみによつては、トゥールリヴァー保留地の社会的要求を満たすものではなかったことを意味している。結果として、トゥールリヴァー部族政府は、その伝統的リーダーシップ体勢を受け継ぎ、トゥールリヴァー保留地の自治を担っていくが、その伝統の延長線上において不平等な経済状況も受け入れざるを得なかったと言えよう。

再組織法は、連邦政府がその先住民政策の中で最初に提示した「部族自治と自活」の形態である。再組織法の経済

政策に対する先住民の反応からは、先住民の自活を目指す連邦政府のアプローチに対する、「先住民的価値観」と「連邦政府的価値観」の大きな差異が明らかにされた。以上、再組織法の経済政策に関するトゥールリヴァー保留地の事例は、依然として「部族の経済的自活」を促進させようとする今日の連邦先住民政策を検証するうえでの歴史的指針を与えるものである。

注

- (1) 本論文は、平成二三年度科学研究費補助金(課題番号: 23820069)／研究題目:「カリフォルニア州トーネーホルヴァー部族の形成過程に関する研究」の成果である。
- (2) 48Stat.984, June18, 1934.
- (3) John Collier, *From Every Zenith: A Memoir and Some Essays on Life and Thought* (Denver: Sage Books, 1963), 228.
- (4) Lewis Meriam, *The Problem of Indian Administration* (Baltimore: John Hopkins Press, 1928).
- (5) 例えば、ケリー・ローレンス (Kelly Lawrence) や、ケネス・フィリップ (Kenneth Philip) などには法作成の中心人物であるジョン・コリアに注目し、社会改革者としてのコリアの思想的背景を詳細に分析しているし、ヴァイン・デロリア・ジュニア (Vine Deloria Jr.)、ヒタリフオー・ライントル (Clifford Lytle) や、ヘルマー・ルスコ (Elmer Rusco) は再組織法自体に注目し法律成立過程における、社会的、政治的背景を分析している。またデヴィット・W・デイリー (David W. Daily) は、コリアの一連の改革と同化政策を推進するキリスト教団体との軋轢などの詳細を扱っている。
- David W. Daily, *Battle for the BIA: G.E.E. Lindquist and the Missionary Crusade against John Collier* (Tucson: University of Arizona Press, 2004); Vine Deloria Jr. and Clifford M. Lytle, *The Nations Within: The Past and Future of American Indian Sovereignty* (Austin: University of Texas Press, 1984); Lawrence C. Kelly, *The Assant on Assimilation: John Collier and the Origins of Indian Policy Reform* (Albuquerque: University of New Mexico Press, 1983); Kenneth Philip,

John Collier's Crusade for Indian Reform 1920-1954 (Tucson: University of Arizona Press, 1977).

- (6) Graham D. Taylor, *The New Deal and American Indian Tribalism: The Administration of Indian Reorganization Act, 1934-45* (Lincoln: University of Nebraska Press, 1980), 150.
- (7) U.S. Congress, Senate, *Indian Education: A National Tragedy - A National Challenge*, 91st. Cong., 1st sess., 1969, 91-501.
- (8) Deloria and Lytle, *The Nations Within*, 80-100, 122-39.
- (9) Vine Deloria, Jr., ed., *The Indian Reorganization Act: Congress and Bills* (Norman: University of Oklahoma Press, 2004).
- (10) Helen H. Jackson, *A Century of Dishonor: A Classic Expose of the Plight of the Native Americans* (New York: Harper & Brothers, 1881).
- (11) インディアン議会の議論については、野口久美子「インディアン再組織法案審議に見るインディアン・アイデンティティの多様性: インディアン議会議事録の検討を手がかりに」『史苑』第六五巻第二号(二〇〇五)「一一九—一四四」。
- (12) Richard O. Clemmer, *Roads in the Sky: The Hopi Indians in a Century of Change* (Boulder: Westview Press, 1995); Steven J. Crum, *The Road on Which We Came: A History of the Western Shoshone* (Salt Lake City: University of Utah Press, 1994); Thomas Biolsi, *Organizing the Lakota: The Political Economy of the New Deal on the Pine Ridge and Rosebud Reservations* (Tucson: The University of Arizona Press, 1992); Donald L. Parman, *The Navajo Indian and the New Deal* (New

- Haven: Yale University Press, 1976).
- (31) Alfred Kroeber, *Handbook of the Indians of California* (New York: Dover Publications, Inc., 1976, reprint, 1925), 474.
- (14) Anna H. Gayton, "Yokuts-Mono Chiefs and Sharmans," *University of California Publications in American Archaeology and Ethnology*, Vol. 24, No. 8 (1930), 361-420.
- (15) Sherburne F. Cook, *The Conflict Between the California Indian and White Civilization* (Los Angeles: University of California Press, 1976), 4.
- (19) Kathleen Edwards Small, *History of Tulare County California* (Exeter: California: Bear State Book, 2001), 68-102.
- (11) Kunniko Noguchi, *From Yokuts to Tule River Indians: Re-creation of the Tribal Identity on the Tule River Indian Reservation in California from Euroamerican Contact to the Indian Reorganization Act of 1934* (Ph.D Diss, University of California, 2009), 122-136.
- (8) Gelya Frank and Carole Goldberg, *Defying the Odds: The Tule River Tribe's Struggle for Sovereignty in Three Centuries* (New Haven and London: Yale University Press, 2010), 50-56.
- (19) Noguchi, *From Yokuts to Tule River Indians*, 153-54.
- (20) Frank, *Defying the Odds*, 141-43.
- (25) Letter from Joe H. Norris, U.S. Indian Inspector, to Robert G. Valentine, Commissioner of Indian Affairs, Washington, D.C., June 9, 1910, Sacramento Agency Files RG75, NARA.
- (28) Interview with Vernon Vera on Tule River Reservation, by Kunniko Noguchi, October 5, 2011.
- (33) Letter from Alonzo P. Edmonson, Superintendent, Tule River Indian School, Porterville, CA, to Robert G. Valentine, Commissioner of Indian Affairs, Washington, D.C. July 25, 1910, Sacramento Agency Files, RG 75, NARA.
- (45) Email Conversation with Gelya Frank, by Kunniko Noguchi, July 3, 2008.
- (15) Letter from Alonzo P. Edmonson, to Robert G. Valentine, July 25, 1910, Sacramento Agency Files, RG 75, NARA.
- (19) Letter from Alonzo P. Edmonson, to Robert G. Valentine, December 25, 1910, Sacramento Agency Files, RG75, NARA.
- (25) Letter from Alonzo P. Edmonson, to Robert G. Valentine, January 17, 1910, Sacramento Agency Files, RG75, NARA.
- (28) Letter from Alonzo P. Edmonson, to Robert G. Valentine, December 25, 1910, Sacramento Agency Files, RG75, NARA.
- (28) Letter from F. H. Abbott, Assistant Commissioner of Indian Affairs, Washington, D.C., to Alonzo P. Edmonson, December 26, 1910, Sacramento Agency Files, RG75, NARA.
- (8) Letter from Joe J. Taylor, Agent, Tule River Reservation, to Charles H. Burk, Commissioner of Indian Affairs, February 27, 1922, Sacramento Agency Files, RG 75, NARA.
- (25) Allan G. Harper ed., *Human Dependency and Economic Survey 1936* (Berkeley: University of California, 1939).
- (28) Ibid.
- (33) Roy Nash, Superintendent Annual Report, 1937, Superintendent's Annual Narratives and Statistical Reports, MC 1011, RG 75, NARA; Report by F.S. Slauch, Agricultural Extension Agent, September 9, 1936, Sacramento Agency Files, RG75, NARA.

- (35) Letter from William M. Zeh, Regional Forester and Production Coordinating Officer, to John Collier, September 18, 1936, Sacramento Agency Files, RG75, NARA.
- (36) Letter from F.S. Slauch, to Roy Nash, November 4, 1936, Sacramento Agency Files, RG75, NARA.
- (37) Memorandum from Roy Nash, to John Collier, September 10, 1936, transmitting "Tule River Indian Reservation, Tulare County, California," reported by S. F. Slauch, September 9, 1936, Sacramento Agency Files, RG75, NARA.
- (38) "Articles of the Tule River Indian Stockman's Association" (draft) attached to Memorandum from Roy Nash, to John Collier, September 10, 1936.
- (39) *Ibid.*
- (40) Letter from Henry Vance, Senior Forest Ranger, Tule River Reservation, to Roy Nash, October 26, 1936, Sacramento Agency Files, RG75, NARA.
- (41) *Ibid.*
- (42) Letter from Tule River Tribal Council to Roy Nash, October 24, 1936, Sacramento Agency Files, RG75, NARA.
- (43) Interview with Louise and Dan Williams, by Gelya Frank, December 13, 1973, Tule River Tribal History Project.
- (44) Letter from Henry Vance, to Roy Nash, October 24, 1936, Sacramento Agency Files, RG75, NARA.
- (45) Letter from S.F. Slauch, to Roy Nash, November 4, 1936, Sacramento Agency Files, RG75, NARA.
- (46) Letter from Roy Nash, to H.M. Critchfield, Superintendent of Credit Work, Division of Extension Industry, Office of Indian Affairs, Washington, D.C., November 9, 1936, Sacramento Agency Files, RG75, NARA.
- (47) *Ibid.*
- (48) Letter from Marcus Hunter, Chairman, Tule River Tribal Council, to John Collier, January 18, 1937, Sacramento Agency Files, RG75, NARA.
- (49) Minutes of General Tribal Council, Tule River Tribe, February 4, 1937.
- (50) Minutes of General Tribal Council, Tule River Tribe, February 13, 1937.
- (51) Letter from S.F. Slauch, to Roy Nash, March 28, 1937, Sacramento Agency Files, RG75, NARA.
- (52) *Ibid.*
- (53) Letter from Roy Nash, to John Collier, May 28, 1937, Sacramento Agency Files, RG75, NARA.

(同志社大学アメリカ研究所助教)

**The Contradiction of the Indian Reorganization Act of 1934:
The battle for Cattle Association on the Tule River Indian Reservation**

NOGUCHI, Kumiko

インディアン再組織法の矛盾（野口）

This paper examines the administrative process and the tribal argument to create the cattle association under Section 17 of the Indian Reorganization Act (IRA) of 1934 with the case study of the Tule River Indian Tribe in California. The previous studies on the IRA are in agreement that Sections 16 and 17 of the Act are the central provisions which offer Native American tribes the tools for self-rule and self-support individually. However, despite its significance, these studies never provided practical analysis with tribal case studies for Section 17, a provision for developing tribal economic corporations, while focusing on political re-organization under Section 16.

Under Section 16, the member of the Tule River Reservation created their own tribal council under the Tribal constitution and By-laws in 1936 which successfully offered the people who originally consisted of several tribal entities, the status as a “federally-recognized tribe”. On the other hand, the execution of the Section 17 and the trial of the Tule River Cattle Association brought about the failure due to several reasons. The economic gap among the tribal members and mistrust of the federal government. A few large cattle owners, who were descendants of the traditional political and economic leaders as well as the elected councilmen under the IRA government, resisted the creation of the cattle association which the independent cattle owners sought. However, the resistance of the latter never headed toward the former because of their respect for the traditional political leadership. Instead, the cattle owners protested the federal government because of its dictatorial actions and general disregard of tribal political autonomy. The argument supporting the development of the cattle association on Tule River Reservation disclosed the ongoing contradiction among the IRA provisions in Sections 16 and 17 on the Tule River Reservation, showing that the economic reorganization was never fully realized due, in part, to tribal members’ utmost respect for their re-organized political leadership under the Act.